

## 川崎市健康増進法（第6章 受動喫煙防止）行政処分等事務取扱要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第6章 受動喫煙防止の規定に基づく指導、助言、勧告、公表、命令及び過料処分について必要な事項を定めるものとする。

### （事務取扱）

第2条 この事務取扱は市長が行うものとする。

### （指導及び助言）

第3条 法第31条により、第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設並びに法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設（以下「特定施設等」という。）の管理権原者及び施設の管理者（以下「管理権原者等」という。）に対し、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 指導を行う場合には、管理権原者等に対し、その現状、法令の適用及びとるべき是正の措置並びに勧告、公表、命令及び過料処分のうち該当する可能性のある事実を口頭で伝えるものとする。ただし、管理権原者等から、書面の交付を求められた場合等には、指導票（第1号様式）を交付する。

3 書面による指導を行う際は、必要に応じ、指導に基づき管理権原者等がとった措置を記載した改善状況報告書（第2号様式）の提出を管理権原者等に求めることができる。

### （勧告）

第4条 管理権原者等が前条に基づく指導に係る措置をとらなかった場合には、法第32条第1項、第34条第1項（法附則第2条第1項及び第3条第1項により読み替えられたものを含む。）、第36条第1項及び第2項の規定により、勧告書（第3号様式）を交付し、必要な勧告（以下「勧告」という。）を行うことができる。

2 勧告は、法の趣旨、違反の内容、前条に基づく指導及び助言の頻度、指導及び助言後の対応を踏まえ行う。また、勧告を行う際は、違反状態が継続した場合に公表、命令及び過料処分の可能性があることに言及するものとする。

3 勧告後、期日を定め、管理権原者等がとった措置の内容を記載した改善報告書（第4号様式）の提出を管理権原者等に求めることができる。

（公表）

第5条 勧告を受けた管理権原者等が前条に基づく勧告に従わなかったときは、法第32条第2項、第34条第2項（法附則第2条第1項及び第3条第1項により読み替えられたものを含む。）及び第36条第3項の規定により、あらかじめ管理権原者等に公表しようとする旨を通知した上で、管理権原者等の氏名、施設名称、所在地、違反事実及び勧告内容について公表することができる。

2 公表を行う際には、情報公開部署と協議し、個人情報の保護に十分な配慮を行い、必要な対応を行う。

（命令）

第6条 勧告を受けた管理権原者等が第4条に基づく勧告に係る措置をとらなかった場合は、法第32条第3項、第34条第3項（法附則第2条第1項及び第3条第1項により読み替えられたものを含む。）及び第36条第4項の規定により、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを措置命令書（第5号様式）により命ずることができる。

2 前項の命令は、法及び条例の趣旨、違反の内容、第3条に基づく指導及び助言の頻度、第4条に基づく勧告後の対応を踏まえて行う。

3 命令後、期日を定め、管理権原者等がとった措置を記載した措置報告書（第6号様式）の提出を管理権原者等に求める。

4 法第29条第2項の規定により、喫煙禁止場所で喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。中止又は退出命令は、法の

趣旨、違反内容を踏まえて行い、口頭での命令後、速やかに中止・退出命令書（第7号様式）を喫煙禁止場所で喫煙をしている者に交付する。

（弁明の機会の付与）

第7条 前条第1項に規定する命令を行おうとする場合には、予定する不利益処分の内容及び弁明書の提出期限を弁明の機会の付与の通知書（第8号様式）により、管理権原者等に通知するものとする。

2 管理権原者等は、弁明を行う場合には、指定された期限までに弁明書（第9号様式）を提出しなければならない。

3 前条第4項に規定する命令を行おうとする場合には、不利益処分の内容を明示した上で、併せて違反者の氏名・住所を確認し、口頭での弁明の機会を付与する。

（過料事件の通知）

第8条 法第76条から第78条まで並びに法附則第2条第8項、第3条第6項及び第4条第3項に基づく過料事件の通知が必要と認める場合は、違反した者の住所（法人の場合は特定施設等の所在地）を管轄する地方裁判所に対し、過料事件通知書（第10号様式）に関係書類を添えて通知するものとする。

（行政処分に対する不服への対応）

第9条 第6条に基づく措置命令及び中止・退出命令、前条に基づく過料処分の内容に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟の方法に従う。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

## 指 導 票

住 所

氏 名 様

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

川崎市長

㊟

健康増進法第31条の規定により、次のとおり指導します。

関係法条	健康増進法第31条
事実	
指導の内容	

年 月 日

## 改 善 状 況 報 告 書

（宛先）  
川崎市長

提出者 住 所  
氏 名  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日 第 号により指導のあった改善を要する事項について  
報告します。

改善を要する事項	
改善状況又は 方策	
改善時期	

第3号様式（第4条関係）

## 勸告書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

川崎市長

㊞

健康増進法第 条第 項の規定により、次のとおり勸告します。

違反行為者	住所			
	名称		氏名（役職）	
勸告の内容				
勸告の理由				
改善報告書 提出期限		年	月	日

年 月 日

## 改 善 報 告 書

（宛先）  
川崎市長

提出者 住 所  
氏 名  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日 第 号により勧告のあった改善を要する事項について  
報告します。

改善を要する事項	
改善状況又は 方策	
改善時期	

第5号様式（第6条関係）

## 措置命令書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

川崎市長

印

健康増進法第 条第 項の規定により、次のとおり命じます。

違反行為者	住所			
	名称		氏名（役職）	
命令の内容				
命令の理由				
措置報告書 提出期限		年	月	日

**【教示】**

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は、川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

## 措 置 報 告 書

（宛先）  
川崎市長

提出者 住 所  
氏 名  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日 第 号により措置命令を受けた事項について実施内容を報告します。

実施年月日	
実施内容	
備考	

第7号様式（第6条関係）

## 中止・退出命令書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

健康増進法第29条第2項の規定により、次のとおり命じます。

違 反 行 為 者	住所			
	名称		氏名（役職）	
命令の内容				
命令の理由				

**【教示】**

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は、川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式（第7条関係）

## 弁明の機会の付与の通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

川崎市長

印

川崎市健康増進法（第6章 受動喫煙防止）行政処分等事務取扱要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり文書により弁明の機会を付与しますので、通知します。

予定される不利益 処分の内容	
根拠法令及び条項	
処分の原因となる 事実	
弁明書及び証拠書 類の提出先	
弁明書及び証拠書 類の提出期限	
その他	

年 月 日

## 弁 明 書

（宛先）  
川崎市長

提出者 住 所  
氏 名  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日 第 号により通知のありました弁明の機会の付与について、次のとおり弁明します。

予定される不利益 処分の内容	
不利益処分の原因 となる事実	
意見	

（管轄の裁判所）宛

川崎市長

過料事件通知書

次の者については、健康増進法（平成14年法律第103号）第 条第 項に違反しており、同法第 条第 号の規定に基づき、 万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知いたします。

1. 違反者の氏名及び住所地（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
2. 事件の概要
3. 事件の概要に係る添付書類
4. 参考資料